

特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

付則

この規程は2013年1月12日より試行する。

特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動（以下「法人」という）就業規則第15条に基づき、事務局職員（以下「職員」という）の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 給与は、基本給及び割増賃金により構成される。

2 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

3 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。各式における基準内賃金は労働基準法に定めるところによる。ただし労働基準法第41条に定める管理監督者については第1号ないし第3号の割増賃金は支給しない。

(1) 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合で、1か月につき60時間以下の時間外労働時間）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合で、1か月につき60時間を超える時間外労働時間）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{時間外労働時間数}$$

(3) 休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(4) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、理事会がこれを定めるものとする。

(給与計算期間、締切日及び給与の支払方法)

第6条 給与は、前月1日から起算し前月末日に締め切り、当月25日(休日の場合は翌勤務日)に支払う。

2 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3 第1項の規定にかかわらず、退職による場合、出産、疾病、災害等により費用を必要とする場合は、すでに労働した時間に相当する給与を支払日前に支給することがある。

4 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うことができる。

5 次に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(3) 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

(日割単価・時間単価の計算及び端数処理)

第7条 日割・時間単価は、基本給を基礎として算定することとする。

2 遅刻・早退の時間計算は、15分単位で行うものとし、その端数処理は次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 15分以上の遅刻及び早退があった場合は、15分単位で給与減額を行う

(2) 15分未満の遅刻及び早退は0分とみなす

(3) 遅刻及び早退の合計時間が1時間に達したときは、1時間に達した当該月の給料から時間給与の減額を行う

(4) その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める

(通勤交通費)

第8条 職員の通勤交通費は、実費を支給するものとする。但し、月額1万円を限度とし、それを超える場合は理事会で協議し、決定する。

(非常時払い)

第9条 法人は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため、職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうち既に働いた日数の給与を可及的速や

かに理事長の認めるところにより支払うことができる。

- (1) 職員の出産、疾病に伴う費用及び災害を受けた場合の費用
- (2) 職員の収入によって生計を維持する者が出産し若しくは疾病にかかり、又は災害を受けた場合の費用
- (3) 職員若しくはその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡したときの費用
- (4) 職員又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合の費用

(退職時の給与の支払)

第10条 職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第6条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲)

第11条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

(有給休暇の取扱い)

第12条 就業規則第10条（年次有給休暇）の有給休暇を認める。

(業務上疾病等による休業の取扱い)

第13条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

(休暇・休職期間中の取扱い)

第14条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の基本給を支給する。

2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業、子の看護休暇及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

3 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間あたりの基本給額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(昇給及び降給)

第15条 職員の昇給は、毎年2月1日に行うこととし、年度当初に理事会がこれを定める。但し、法人の運営状態によっては行わないことがある。

2 本人の技能、法人の経営状態等により、基本給について降給を行うことがある。

附 則

- 1 この規程は2013年1月12日から施行する。
- 2 第5条（給与）、第7条（日割り単価・時間単価の計算及び端数処理）、第3条第3項（給与等の定義）の規定については、本会の経営状態を勘案して、年度当初に理事会がこれを定めることができる。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 パレスチナの子どもの里親運動	事業年度	2020年2月1日～ 2021年1月31日
-----	-----------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
賛助会員受取会費	560,000円
サポーター会員受取会費	83,000円
受取寄附金	16,962,260円
受取利息	59円
雑収益	582,380円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	18,187,699円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,170,000 円	寄附金
		540,100 円	2020年に家主である [redacted] から建物の取り壊し希望を伝えられ、2020年12月に転居するにあたり、移転先契約金と引っ越し費用として左記を受領し、雑収益に計上した。
		510,000 円	寄附金
		336,000 円	寄附金
		300,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		19,054,451 円	海外支援先（レバノンのパレスチナ難民キャンプ）への寄附の送金
			職員給与
		777,677 円	2020年12月半ばまでの事務所賃借料・共益費
		246,627 円	通信費用
		246,400 円	2020年12月以降の事務所賃借料および入居の礼金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020.2.3			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす204人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,603,096円
2020.2.26			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす206人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	922,956円
2020.3.11			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす202人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	950,459円
2020.4.8			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす200人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	2,023,516円
2020.5.12			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす200人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,959,128円
2020.6.24			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす200人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	2,105,222円
2020.7.15			レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす200人の子どものたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,105,864円

2020.8.26		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,007,170 円
2020.9.30		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 198 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	953,249 円
2020.10.30		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 194 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,057,395 円
2020.12.1		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 194 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	940,020 円
2020.12.28		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 188 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	947,987 円
2021.1.25		レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 187 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	3,478,389 円
	合 計		19,054,451 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	用途	金額
2020.2.3	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 204 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,603,096 円
2020.2.26	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 206 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	922,956 円
2020.3.11	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 202 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	950,459 円
2020.4.8	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	2,023,516 円
2020.5.12	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,959,128 円
2020.6.24	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	2,105,222 円
2020.7.15	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,105,864 円
2020.8.26	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 200 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,007,170 円
2020.9.30	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 198 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	953,249 円
2020.10.30	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 194 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	1,057,395 円
2020.12.1	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 194 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	940,020 円
2020.12.28	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 188 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	947,987 円
2021.1.25	レバノンのパレスチナ難民キャンプとその周辺に暮らす 187 人の子どもたちの生活及び学業の資金の支援のための費用	3,478,389 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動	チェック欄
-----	-------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと



イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2020年2月1日～2021年1月31日	7人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもを里親運動	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		7人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
秋本 悦男		理事		○						2013年1月4日就任 2015年3月31日任期満了 2015年4月11日新任、現任
福田 邦夫		理事		○						2013年1月4日就任 2015年3月31日任期満了 2015年4月11日新任、現任
田中 廉		理事		○						2013年1月4日就任 2015年3月31日任期満了 2015年4月11日新任 2020年3月11日退任

役員の内訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
野内 篤子		理事		○						2013年1月4日 就任 2015年3月31日 任期満了 2015年4月11日 新任 2020年3月11日 退任
神田 裕		理事		○						2014年4月12日 就任 2015年3月31日 任期満了 2015年4月11日 新任、現任
谷澤 和夫		理事		○						2020年3月15日 新任、現任
森本 英之		理事		○						2020年3月15日 新任、現任
清水 れい子		監事		○						2014年12月6日 就任 2015年3月31日 任期満了 2015年4月11日 新任、現任
牛嶋 一郎		監事		○						2013年1月4日 就任 2015年3月31日 任期満了 2015年4月11日 新任、現任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人パレスチナの子どもを里親運動		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
仕訳日記帳	ルーズリーフ	随時	7年	
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年	
預金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年	
総勘定元帳	ルーズリーフ	随時	7年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子ども千里親運動						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等			
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類			
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意
			<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ